

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

平成12年6月に福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、国土交通省の組織改編等を踏まえ、所要の修正を行った。

2. 修正の年月日

平成23年12月22日

3. 修正の要旨

(1) 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について

国土交通省の組織改編に伴う名称変更について、通報経路及び連絡経路の修正を行った。

原子力発電所の緊急時対策指針 JEAG4102-2010 改定により、原子力災害対策特別措置法第25条報告様式が定められたことを受けて修正を実施した。

以上